八千代市議会用語集

八千代市議会においてよく使われる議会用語を簡単に紹介します。

解説欄内の下線がある用語については、クリックすることでその用語の解説に移動することができます。

あ行

	用語	解説
V	委員会	<u>議案や請願</u> などについて、 <u>本会議</u> での <u>討論・採決</u> の前に、
	(いいんかい)	少人数の <u>議員</u> で専門的・能率的に <u>審査</u> する機関です。また、
		担当する事柄の調査を行います。八千代市議会では <u>常任委</u>
		<u>員会・議会運営委員会・特別委員会</u> を指します。
	委員会記録	<u>委員会</u> での <u>審査</u> 内容の概要を記録したものです。市役所 1
	(いいんかいきろく)	階の情報公開室や、市議会ホームページから見ることがで
		きます。
	委員長報告	<u>委員会</u> での <u>審査</u> 経過や結果について、委員長が <u>本会議</u> で報
	(いいんちょうほうこく)	告することです。その委員会に所属していない <u>議員</u> が <u>本会</u>
		<u>議で討論・採決</u> をするに当たっての判断資料となります。
	意見書	市に関することについて、地方自治法に基づき、議会が国
	(いけんしょ)	や県などに意見を表明するために送付される文書です。
	一般質問	<u>本会議</u> において、 <u>議員</u> が市政について報告や説明を <u>執行部</u>
	(いっぱんしつもん)	に対して求めることです。八千代市議会では <u>代表質問</u> と個
		別質問があり、 <u>定例会</u> の中で3~4日間にわたり行われて
		います。

<u>か行</u>

	用語	解説
カゝ	会議規則	議会が定めた会議の運営に関する決まりごとです。内容と
	(かいぎきそく)	しては <u>本会議</u> 及び <u>委員会</u> の議事手続き、 <u>請願</u> の取扱い、 <u>議</u>
		<u>員</u> の辞職及び資格の決定、規律、懲罰、 <u>議員</u> の派遣などが
		定められています。改正をする場合には通常、議会の <u>議決</u>
		が必要となります。
	会議録	地方自治法に基づいて作成される、 <u>本会議</u> の内容を記録し
	(かいぎろく)	たものです。市内の図書館、市役所1階の情報公開室、市
		議会ホームページから見ることができます。
	会派	議会において、市政に関する調査、研究等の活動に当たり、
	(かいは)	理念や政策が同じなどの理由で結成されるグループです。
き	議案	議会の <u>議決</u> を経るため、市長、 <u>議員</u> 、 <u>委員会</u> が議会に提出
	(ぎあん)	する案件です。条例案や予算案、人事案件などがあります。
	議員	議会の構成員のことです。八千代市議会議員の定数は28
	(ぎいん)	人です。任期は4年です。
	議会運営委員会	議会運営を円滑にするために活動する <u>委員会</u> です。会議の
	(ぎかいうんえいいいんかい)	日程や <u>議案</u> の取扱いについて協議するほか、議会に関する
		<u>請願</u> などを <u>審査</u> します。
	議決	<u>議員</u> の表決の結果により確定する、議会の意思決定のこと
	(ぎけつ)	です。可決や否決などがあり、通常は出席 <u>議員</u> の過半数が
		賛成した場合に可決となります。
	議長	議場の秩序を保ったり、議事整理などの権限を持ち、議会
	(ぎちょう)	を代表する <u>議員</u> のことです。 <u>本会議</u> における <u>議員</u> 全員の選
		挙によって選ばれます。
	議長交際費	議会外での活動を <u>議長</u> が行うために使用されるお金です。
	(ぎちょうこうさいひ)	毎月の使用状況を市議会ホームページで公開しています。

け	継続審査	<u>委員会</u> における <u>議案</u> や <u>請願</u> などの <u>審査</u> が会期中に終了しな
	(けいぞくしんさ)	い場合に、議会の <u>議決</u> を経て閉会中に引き続き行われる <u>審</u>
		<u> 査</u> です。
	決議	議会の意思を表明するための意思決定です。市 <u>執行部</u> への
	(けつぎ)	要望、特別委員会の設置など内容は多岐にわたります。
	決算認定	議会が一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算
	(けっさんにんてい)	について、内容を <u>審査</u> した上で、収入・支出が適当かつ正
		当に行われたかを確認することです。八千代市議会では通
		常、9月 <u>定例会</u> に行います。

さ行

	用語	解説
さ	再議	議会で行った <u>議決</u> に対して異議があるときなどに、市長が
	(さいぎ)	議会に審議のやり直しを求めることです。
	採決	出席 <u>議員</u> の <u>議案</u> などに対しての賛否を、 <u>議長</u> や委員長が集
	(さいけつ)	計することです。
	裁決	<u>採決</u> に際して、賛成者と反対者の数が同じ場合、結果を <u>議</u>
	(さいけつ)	<u>長</u> や委員長が決めることです。
	採択	<u>請願・陳情を審査</u> した結果、議会として賛成の意思表示を
	(さいたく)	することです。採択された <u>請願・陳情</u> で市政に関するもの
		は <u>執行部</u> に送付され、その処理の経過及び結果が次の <u>定例</u>
		<u>会</u> で報告されます。※ <u>不採択</u>
L	質疑	<u>議案</u> などについて提案者から説明があった後、 <u>議員</u> が疑問
	(しつぎ)	点をただすことです。
	執行機関・執行部	行政の執行権限を持つ機関で、市長のほかに教育委員会、
	(しっこうきかん)	選挙管理委員会、農業委員会などを指します。それに対応
	(しっこうぶ)	して、議会は議事機関といわれます。
	指名推選	議会の選挙において、投票によらずに、あらかじめ定めら
	(しめいすいせん)	れた者の指名により当選者を決める選挙方法です。
	諮問	意思決定を行う機関がほかの機関に意見を聴くことです。
	(しもん)	例えば、人権擁護委員は市長が議会の意見を聴いて法務大
		臣に推薦することになっています。
	修正動議	もともと提出されていた原案に対し、 <u>議員</u> が提出する修正
	(しゅうせいどうぎ)	の提案です。修正案とも言われ、ほかの動議と違って文書
		で提出します。※ <u>動議</u>
	招集	議会を開くために、議会に対して集合を求める行為です。
	(しょうしゅう)	原則として議会を招集する権限は市長にありますが、一部
		例外的に <u>議長</u> にも認められています。

	上程	<u>議案</u> などをその日の日程に組み入れて議題とし、 <u>審議</u> の対
	(じょうてい)	象とすることです。
	常任委員会	<u>議案や請願</u> などを専門的に <u>審査</u> したり、 <u>所管事務調査</u> を行
	(じょうにんいいんかい)	ったりするなどのために置かれている <u>委員会</u> です。八千代
		市議会には総務常任委員会・福祉常任委員会・産業都市常
		任委員会・文教安全常任委員会の4つの常任委員会があり
		ます。
	所管事務調査	市政について <u>委員会</u> が自律的にその担当している事柄につ
	(しょかんじむちょうさ)	いて行う調査のことです。
	審議	<u>本会議</u> において <u>議案</u> 等に対してなされる提案理由説明、 <u>質</u>
	(しんぎ)	<u>疑、討論・採決</u> などの一連の過程のことです。 <u>※審査</u>
	審査	<u>委員会</u> において、 <u>付託</u> を受けた <u>議案</u> などを論議し、 <u>委員会</u>
	(しんさ)	としての結論を出す一連の過程のことです。※ <u>審議</u>
せ	請願	市民等が議会に対し、市の担当する事柄に関して何らかの
	(せいがん)	対応を要望することです。請願は文書で提出され、 <u>委員会</u>
		での <u>審査</u> の後、 <u>本会議</u> で <u>討論・採決</u> します。 <u>陳情</u> と違い、
		請願は <u>議員</u> の紹介が必要です。
		請願権は日本国憲法第16条により保障された権利です。
		<u>※陳情</u>
	請願文書表	<u>請願</u> について、 <u>委員会</u> での <u>審査</u> をスムーズにするために作
	(せいがんぶんしょひょう)	成される、 <u>請願</u> の要旨が書かれた資料です。※ <u>陳情文書表</u>
	政務活動費	<u>議員</u> が調査研究その他の活動を行うために、 <u>会派</u> に対して
	(せいむかつどうひ)	交付されるお金です。
	専決処分	議会が決めるべき事柄について、議会を開く時間的余裕が
	(せんけつしょぶん)	ないときや議会から委任を受けた案件について、市長が議
		会の代わりに決めることです。議会から委任を受けた専決
		処分は、その後議会へ報告し、それ以外の専決処分は議会
		の承認を求める <u>議案</u> の提出が必要となります。

<u>た行</u>

	用語	解説
た	代表質問	議会の中で行われる <u>一般質問</u> のうち、 <u>会派</u> を代表してなさ
	(だいひょうしつもん)	れる質問のことです。
	代表者会議	各 <u>会派</u> 間の連絡調整、協議等のため、 <u>会派</u> 代表者で構成さ
	(だいひょうしゃかいぎ)	れる会議です。
ち	陳情	市民等が議会に対し、市の担当する事柄について何らかの
	(ちんじょう)	対応を要望することです。陳情は文書で提出され、 <u>議会運</u>
		<u>営委員会で付託</u> すると決定された陳情は、 <u>委員会で審査</u> さ
		れます。※ <u>請願</u>
	陳情文書表	<u>陳情</u> について、 <u>委員会</u> での <u>審査</u> をスムーズにするために作
	(ちんじょうぶんしょひょう)	成される、 <u>陳情</u> の要旨が書かれた資料です。※ <u>請願文書表</u>
7	定足数	会議を開き審議を行うために必要な最小限の出席議員の数
	(ていそくすう)	です。通常は <u>議員</u> 定数の半数以上です。
	定例会	定期的に行う議会の会議です。八千代市議会では年4回と
	(ていれいかい)	定められており、原則として3月・6月・9月・12月に
		開催されます。※ <u>臨時会</u>
と	動議	<u>議員</u> から議会や <u>委員会</u> に対してなされる提案で、 <u>議決</u> が必
	(どうぎ)	要とされています。議会に提案する場合、八千代市議会で
		は提案者以外に2人以上の賛成者が必要となります。
		<u>※修正動議</u>
	討論	<u>採決</u> をする前に、案件に対して賛成・反対の意見を表明す
	(とうろん)	ることです。
	特別委員会	常任委員会や議会運営委員会以外で、特定の案件を審査す
	(とくべついいんかい)	るために <u>本会議</u> の <u>議決</u> を経て設置される <u>委員会</u> です。3月
		<u>定例会</u> において予算審査特別委員会、9月 <u>定例会</u> において
		決算審査特別委員会が設置されるのが通例となっておりま
		す。

特別多数議決	法律に特別の定めのある場合になされる、過半数ではない
(とくべつたすうぎけつ)	割合で決する <u>議決</u> です。例えば、市長の <u>不信任</u> 議決の場合
	は、議員定数の2/3の以上の者が出席し、その3/4以
	上の者の同意が必要になります。

は行

	用語	解説
は	発議	議会の会議において、 <u>議員</u> が議事の対象となるべき問題を
	(はつぎ)	<u>議長</u> に提出することです。 <u>議員や委員会</u> が提出する <u>議案</u> を
		発議案と呼びます。
	発言通告書	議事をスムーズに行うため、発言事項をあらかじめ <u>議長</u> に
	(はつげんつうこくしょ)	知らせるための文書です。八千代市議会では、 <u>一般質問</u> 、
		<u>質疑、討論</u> などに際して提出されます。
\$	不採択	<u>請願・陳情を審査</u> した結果、議会として賛成しない旨の意
	(ふさいたく)	思表示をすることです。※ <u>採択</u>
	不信任議決	法律上では、市長に対して信任しない旨の <u>議決</u> を議会が行
	(ふしんにんぎけつ)	うことですが、議会では、 <u>議長</u> 等に対し信任しない旨の <u>議</u>
		<u>決</u> をすることがあります。
	付託	<u>議案</u> などについて議会で <u>議決</u> をする前に、担当の <u>委員会</u> に
	(ふたく)	<u>審査</u> を委託することです。付託をすることで、議会での <u>審</u>
		<u>議</u> を能率的に行うことができます。
ほ	本会議	<u>定例会や臨時会</u> において、議会の <u>議員</u> 全員で構成する会議
	(ほんかいぎ)	のことを指し、 <u>議案</u> の <u>審議</u> や議会としての最終意思の決定
		(<u>議決</u>) などを行います。

<u>ら行</u>

	用語	解説
り	臨時会	<u>定例会</u> のほかに臨時の必要がある場合、必要な特定のこと
	(りんじかい)	に限って <u>審議</u> するため <u>招集</u> される会議です。